

製造番号 / ECRT



【成分及び分量】

品名	クレンテ®
有効成分	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム
含量	1g中ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム1g (有効塩素として0.6g)含有

【効能又は効果】

- (1) 畜・鶏舎及びその設備の消毒
- (2) 畜・鶏体の消毒
- (3) 豚・鶏(産卵鶏を除く)の飲水消毒
- (4) 少量散布機を用いた高濃度少量散布による空鶏舎の消毒

【用法及び用量】

- (1) 効果が認められるウイルス類等を対象とした畜・鶏舎及びその設備の消毒
300～3,000倍
(ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムとして0.33～0.033%となる水希釈液)
- (2) 畜・鶏舎及びその設備の消毒 300～3,000倍
(ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムとして0.33～0.033%となる水希釈液)
- (3) 畜・鶏体の消毒 300～3,000倍
(ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムとして0.33～0.033%となる水希釈液)
- (4) 豚・鶏(産卵鶏を除く)の飲水消毒 10,000倍
(ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムとして0.01%となる水希釈液)
- (5) 少量散布機を用いた高濃度少量散布による空鶏舎の消毒
25倍水希釈(散布量20mL/m³)～50倍水希釈液(散布量40mL/m³)
(ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムとしての散布量は0.8g/m³)
休薬期間 牛、馬、豚、緬・山羊の畜体、鶏体に散布する場合は、以下の
期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。
牛、馬、緬・山羊:畜体2日
豚:畜体5日
鶏:鶏体1日

×たべるときけん
子供の手の届くところに置かない

乾燥剤入り

販売元

明治アニマルヘルス株式会社

熊本市北区大塚一丁目6番1号

製造販売元

日産化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目5番1号



4 987972 110462

動物用医薬品

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム消毒薬 使用基準

2022年4月改訂

貯法 室温保存、気密容器

クレンテ[®]

承認指令書番号	20動薬第3123号
販売開始年月	1986年1月
再審査結果	1992年6月

(一般的名称:ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)

ご使用に際して、この文書を必ずお読みください

【使用上の注意】

【基本的事項】

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・高濃度少量散布は鶏をオールアウトした後に実施すること。
- ・本剤を飲水添加(豚、鶏)により投与する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。豚、鶏について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚:食用に供するためにと殺する前1日間
鶏(産卵鶏を除く):食用に供するためにと殺する前1日間

- ・本剤を牛、馬、豚、種・山羊の畜体、鶏体に散布する場合は、以下の期間を食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、種・山羊:畜体2日
豚:畜体5日
鶏:鶏体1日

(使用者に対する注意)

- ・本剤または本剤の希釈液が皮膚、眼、飲食物、飼料、食品、小児のオモチャ等に直接かからないようにすること。
- ・散布または噴霧中は、必ずハロゲン吸収用マスク、ゴーグル、ゴム手袋等の保護具(保護具は農協や作業用品店で販売している。)を着用し、薬液を吸い込んだり、眼や皮膚に付着しないように注意すること。また、換気には十分注意して作業すること。
- ・作業後は、石けん等で手をよく洗い、十分うがいをする。
- ・散布または噴霧に必要な希釈用水を薬液槽等の容器に用意し、本剤の必要量を計量カップ等で換算の上、希釈用容器に入れ、棒などでよく攪拌すること。(直接手指でかき混ぜないこと)

(対象動物等に関する注意)

- ・本剤は産卵鶏(食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏)の飲水消毒には使用しないこと。
- ・生ワクチン接種前後の飲水消毒は、給水パイプ内等に薬液が残存してワクチンウイルスを死滅させたり鶏舎内でのワクチンウイルス増殖に影響を及ぼすことがあるため、十分に間隔をあけて行うこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・有機物質等(家畜の排泄物、血液、血清、牛乳等)によって影響を受けるので、希釈液中への混入を避けること。また使用前にはできるだけ水洗を行い、特に畜舎内の床などはブラシ洗いをした後に、本剤による消毒を行うこと。
- ・希釈液は使用の都度調製すること。
- ・噴霧作業をする場合は必ず2,000倍以上に希釈すること。
- ・希釈液を調製する場合は、次のことに特に注意すること。
- (ア)鉄、亜鉛、ブリス等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製またはステンレス製の容器で調製すること。
- (イ)調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗いしておくこと。
- ・他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
- ・散布は鶏舎内が乾燥している状態で行うこと。また、散布直後に水洗等しないこと。
- ・散布直後にブルーダー等で鶏舎の加温をしないこと。(刺激を強く感じる可能性がある。)
- ・密閉した畜舎内での噴霧は避けること。ウインドレス畜舎の場合はファン

を回すなど換気をしながら実施すること。

- ・長時間(2時間以上)にわたる連続噴霧作業は避けること。
- ・濃厚液が活性汚泥法による污水处理施設等に直接流入しないように注意すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・食品等と区別して保管すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・誤飲、誤用を避け、品質を保持するため、本剤または本剤の希釈液を他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に準じて処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に準じて処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤または本剤の希釈液を飲まないようにすること。万一、誤飲した時は、直ちに嘔吐して医師の診察を受けること。
- ・本剤または本剤の濃厚希釈液が皮膚や眼につかないように注意すること。万一、皮膚や眼についた時は直ちに水でよく洗い落とし、症状によっては医師の診察を受けること。
- ・アレルギー体質で、刺激を感じたときには直ちに使用を中止すること。

(対象動物等に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱上の注意)

- ・本剤または本剤の濃厚希釈液が、植物に直接かからないように注意すること。
- ・製剤は油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。
- ・鉄、亜鉛などは腐食されることがあるので注意して使用すること。
- ・薬液が魚類の生息する河川、湖沼等に直接流入しないよう環境に配慮すること。
- ・薬剤散布に用いた器械(動力噴霧機、L Vスプレー等)は、使用後に必ず水を通して空運転すること。

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社 営業部
〒860-0083 熊本市北区大塚一丁目6番1号
TEL096(345)6505
<https://www.vet.meiji.com/>

販売元

明治アニマルヘルス株式会社
熊本市北区大塚一丁目6番1号

製造販売元

日産化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目5番1号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

ECRT-B ㊗